

臨時教育委員会会議次第

日 時 平成 26 年 5 月 12 日(月) 午後 4 時 00 分～

場 所 坂井市役所第 2 別館 大会議室

市民憲章唱和

1 出席者紹介

○教育委員

○教育委員会事務局職員

2 委員長あいさつ

3 議 案

議案第 4 号 坂井市教育委員会委員長の選出について

議案第 5 号 坂井市教育委員会委員長職務代理者の選出について

議案第 6 号 坂井市教育委員会教育長の選出について

議案第 7 号 坂井市教育委員会教育委員の席次の決定について

4 その他

(1) 指導主事学校訪問計画について

(2) その他

臨時教育委員会

議

案

議案第4号 坂井市教育委員会委員長の選出について

議案第5号 坂井市教育委員会委員長職務代理者の選出について

議案第6号 坂井市教育委員会教育長の選出について

議案第7号 坂井市教育委員会教育委員の席次の決定について

平成26年5月12日提出

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜すい)

(委員長)

- 第12条 教育委員会は、委員(第16条第2項の規定により教育長に任命された委員を除く。)のうちから、委員長を選挙しなければならない。
- 2 委員長の任期は、1年とする。ただし、再選されることができる。
 - 3 委員長は、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する。
 - 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。

(教育長)

- 第16条 教育委員会に、教育長を置く。
- 2 教育長は、第6条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員(委員長を除く。)である者のうちから、教育委員会が任命する。
 - 3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法第27条、第28条及び第29条の規定の適用を妨げない。
 - 4 教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものとする。

○坂井市教育委員会会議規則(抜すい)

(趣旨)

- 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第15条の規定により、坂井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の会議その他議事の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の席次)

- 第2条 坂井市教育委員会委員(以下「委員」という。)の会議における席次は、任命後の初めての教育委員会において抽選で定める。

- 2 補欠の委員の席次は、前任者の席次とする。

(委員長及び委員長職務代理者の選挙)

- 第3条 委員長の選挙は、委員の互選とし、投票により選挙を行うときは、無記名投票で行い、有効投票の得票数の多い者をもって委員長とする。ただし、得票数の同じときは、さらに同じ得票数を得た委員によって再選挙を行い、なお、同数の場合は、抽選により決定する。

- 2 委員長職務代理者の選挙は、前項に準じて行う。

坂井市教育委員会委員名簿

平成26年5月11日現在

No.	現職	氏名	性別	住所
1	委員長	喜多正之	男	坂井市丸岡町
2	職務代理者	三宅小百合	女	坂井市三国町
3	委員	青柳裕	男	坂井市春江町
4	委員	若松静栄	女	坂井市坂井町
5	教育長	川元利夫	男	坂井市三国町